

収益を伴う事業に関する基本的な考え方

特定非営利活動法人 北海道総合地質学研究センター

1. 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの設立目的は (1) 地質学に関する研究・教育・実務などの高度な創造的活動を行なおうとする者のために必要な環境を用意し、その支援を行うとともに成果の普及活動を行い、それによって純粋地質学から自然防災を含む応用的地質学など幅広い範囲におよぶ「総合地質学」の研究を推進すること、および (2) 地質学の専門性によって社会に貢献するとともに一般市民の地質学に関する基礎知識の増進に貢献することである。その目的を達成するために行う事業において、何らかの収益を得ることも想定されるので、ここに「収益を伴う事業に関する基本的な考え方」を定める。なお、事業の個々の場合においてはこの「基本的な考え方」を原則とし、個々の状況に応じて必要な判断を行う。

2. 収益を得る事業の内容

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが行う「収益を得る事業」は特定非営利活動法人としての社会的・法的責任にふさわしいものとする。

3. 利益相反に関わる問題

「収益を得る事業」によって、特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター内部の特定の個人あるいはグループを利することがある場合には会員の意見を聴取し、幹事会ならびに正副理事長の合議を経て、理事長がその取り扱いを決定する。

賛助会員に関する付記

定款にあるように、賛助会員はあくまでも法人の目的に賛同し、支援してもらうという性質のものであって、賛助会員になることと引き替えに、特別の利益・便宜を図るなどということは原則的に行わない。これは利益相反の危険性を避けるためである。